

令和6年7月
総会議事録

鳩山町農業委員会

令和6年7月25日

令和6年7月総会議事録

開 会 期 日		令和6年7月25日（木）			
開 催 場 所		鳩山町役場305・306会議室			
開議及び宣言者		午後1時37分 会長（議長）金子茂雄			
閉議及び宣言者		午後2時00分 会長（議長）金子茂雄			
議 長		会長 金子茂雄			
農 業 委 員 応 招 状 況					
1	—	欠 員	6	根 岸 郁 子	出 席
2	石 井 利 幸	出 席	7	金 井 幸 雄	出 席
3	小 鷹 隆 石	出 席	8	戸 口 英 子	出 席
4	小 林 三 千 雄	出 席	9	中 原 哲 彦	出 席
5	飯 島 千 春	欠 席	10	金 子 茂 雄	出 席
農 地 利 用 最 適 化 推 進 委 員 出 席 状 況					
1	畑 誠	出 席	4	宮 崎 広 幸	出 席
2	保 積 幸 明	出 席	5	吉 岡 只 正	出 席
3	小 久 保 光 男	出 席	6	田 島 健 一	出 席
議 題		農地法の規定に基づく諸申請の審議の件			
傍聴者数		なし			
参 与					
●事務局出席者					
・吉澤祐一 事務局長					
・千装隆宏 書記					
・馬場紫野 担当					

〔開会の宣言〕 午後 1 時 3 7 分

◎金子会長

ただ今の出席農業委員は 8 名、農地利用最適化推進委員は 6 名です。定足数に達しておりますので、ただいまから令和 6 年 7 月鳩山町農業委員会定例総会を開会いたします。

〔議事日程の報告〕

◎金子会長

本日の議事日程はお手元に配布したとおりでございます。

〔議事録署名委員の指名〕

◎金子会長

日程第 1、議事録署名委員の指名をいたします。

本日の定例総会の議事録署名委員は、7 番・金井幸雄委員、8 番・戸口英子委員を指名いたします。

お願いいたします。

〔会期の決定〕

◎金子会長

日程第 2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。今月の定例総会の会期は本日 1 日限りとしたいと思います。ご異議はございませんか。

〔異議なしの声あり〕

◎金子会長

異議なしと認めます。

よって、会期は本日 1 日限りと決定いたしました。

[諸般の報告]

◎金子会長

日程第 3、諸般の報告を行います。

ここで会長としての報告をいたします。

6 月 30 日に、大豆戸・小用地区において、地域計画に関する第 1 回説明会が開催されましたので、農業委員会会長として出席しました。

また、農業委員会比企地区協議会について、順番により、令和 6 年度は鳩山町が会長を務めることとなりましたので、併せて常設審議委員会の理事としても選出されました。それに伴い、7 月 4 日に、理事として初めての常設審議委員会が開催され、役場の会議室において、WEB で参加いたしました。

以上、報告とさせていただきます。

[日程第 4、議案第 1 号、農地法第 3 条第 1 項の規定による

許可申請の可否について]

◎金子会長

日程第 4、議案第 1 号、農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請の可否についての資料番号 1 を議題とします。事務局の朗読をお願いいたします。

◎書記

朗読します。議案第 1 号、農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請の可否について。令和 6 年 7 月 10 日受付。

資料番号 1、大字赤沼 [REDACTED]、地目、田、面積、1,718 m²。同じく赤沼 [REDACTED]

[REDACTED]、地目、田、面積、943 m²。譲受人 [REDACTED]

[REDACTED]。耕作地、211a、労働力、11。譲渡人 [REDACTED]

[REDACTED]。

転用目的：所有権移転。

面積、田、2,661 m²。

◎金子会長

この件につきまして、赤沼・今宿地区担当の石井農業委員よりご説明をお願いいたします。

◎石井委員

赤沼・今宿地区担当の石井です。

それでは、議案第1号、資料番号1の農地法第3条第1項の規定に基づく申請について、説明いたします。

譲受人は、1,146 m²の所有地、17,361 m²の借入地があり、全ての土地が良好に管理・耕作されております。

譲受人は農地所有適格法人の要件を満たしており、昨年度4月に農地を取得している法人でございます。

今回、更に耕作面積の拡大に向けて所有権移転の申請に至りました。

以上のような状況でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

◎金子会長

ありがとうございました。農地利用最適化推進委員の赤沼・今宿地区担当の吉岡委員より農地の利用状況等についてご意見がございましたらご発言をお願いいたします。

◎吉岡委員

赤沼・今宿地区担当の吉岡です。

では、議案第1号、資料番号1の農地法第3条第1項の規定に基づく申請について、意見を述べさせていただきます。

申請地の状況につきましては、現在ハス等が植えられた田でございますが、本申請地ではブルーベリーの作付計画となっており、今後、農地改良を検討していると伺っております。

申請地周辺には譲受人の耕作地があるため、農地取得により農作業の効率化が図られると思われま。

以上、最適化推進委員の意見とさせていただきます。

◎金子会長

ありがとうございました。事務局からの補足説明がありますか。

◎書記

それでは、議案第1号の補足説明をさせていただきます。

事業説明については石井農業委員から、また吉岡推進委員からはご意見をいただいたところでございます。

申請地については、■■■■の前の通りを■■■■に進んだ■■■■を■■■■し、■■■■に架かる■■■■を渡った先を■■■■へ道なりに進んだ■■■■側に位置する農地でございます。

申請地の状況につきましては、添付させていただいた写真上段の2枚でございます。写真を見ると、現在はハス等が植えられた農地でございます。

先ほど石井委員からご説明がありましたが、農地を所有することができる法人は、農地所有適格法人のみとなります。一般法人の場合には農地を解除条件付きとして貸借をすることができますが、所有することは出来ない事となっています。

譲受人は昨年3月に農地所有適格法人の要件を満たし、4月に農地を取得しましたが、今回は更に規模を拡大し、農地を集約化するために、今回の農地法第3条申請が提出されました。

吉岡委員からもご説明がありましたが、農地取得後はブルーベリーの作付に適した土地となるよう、今後、農地改良の申請を予定しているものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。

◎金子会長

ありがとうございました。この件につきまして、これより質疑に入ります。
ご意見がある方、挙手をお願いいたします。

◎吉岡委員

はい。

◎金子会長

吉岡委員。

◎吉岡委員

資料13ページの公図を見ると申請地周辺に農地がありますが、隣接の■■■や■■■側の■■■等の土地についても、今後、取得や農地改良の申請がされる予定なのでしょうか。

◎金子会長

事務局お願いします。

◎書記

■■■は譲受人が借入地として利用しておりますので、本申請地と一体で農地改良を行う可能性があると思いますが、現時点では具体的な計画は伺っておりません。また、申請地■■■側の土地については現在利用されておりませんので、まずは今回取得する土地や現在利用している土地での計画になると考えております。

◎金子会長

そのほかございますか。

[なしの声あり]

◎金子会長

なしの発言をいただきました。よろしいですか。

これにて、質疑を終結いたします。

これより、議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請の可否についての資料番号1の採決を行います。

本申請に対し、許可することに賛成する農業委員の挙手を求めます。

◎金子会長

挙手全員です。よって、議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請の可否についての資料番号1は許可することに決定いたしました。

[日程第5、議案第2号、農地法第3条第1項の規定による

許可申請の可否について]

◎金子会長

日程第5、議案第2号、農地法第3条第1項の規定による許可申請の可否についての資料番号2を議題とします。事務局の朗読をお願いいたします。

◎書記

朗読します。議案第2号、農地法第3条第1項の規定による許可申請の可否について。
令和6年7月10日受付。

資料番号2、大字赤沼[]、地目、田、面積、2,261 m²。譲受人 []
[]。耕作地、234a、労働力、11。
譲渡人 []。

転用目的：所有権移転。

面積合計、田、2,261 m²。

◎金子会長

この件につきまして、赤沼・今宿地区担当の石井農業委員よりご説明をお願いいたします。

◎石井委員

赤沼・今宿地区担当の石井です。

それでは、議案第2号、資料番号2の農地法第3条第1項の規定に基づく申請について、説明いたします。

本申請は、先ほどの議案第1号で審議していただいた内容と、譲受人が同一でございますが、譲渡人が異なることから、別申請となっております。

本申請についても、譲受人が規模拡大及び農地の集約化を進めるために農地取得を進めているものでございます。

以上のような状況でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

◎金子会長

ありがとうございました。農地利用最適化推進委員の赤沼・今宿地区担当の吉岡委員より農地の利用状況等についてご意見がございましたらご発言をお願いいたします。

◎吉岡委員

赤沼・今宿地区担当の吉岡です。

意見等は特にございません。

◎金子会長

ありがとうございました。事務局からの補足説明がありますか。

◎書記

それでは、議案第2号の補足説明をさせていただきます。

事業説明については石井農業委員からいただいたところでございます。

申請地については、議案第1号の申請地の■側に位置する■沿いの農地でございます。

申請地の状況につきましては、添付させていただいた写真中段の2枚でございます。写真を見ると、現在はハス等が植えられた農地でございます。

本申請では、資料の2ページ、申請書別添の所有面積、並びに経営計画書においては、経営面積や経営試算は議案第1号の農地を含めた内容となっております。

また、先ほどの議案第1号の申請地と同様に、農地取得後はブルーベリーの作付に適した土地となるよう、今後、農地改良の申請を予定していると伺っております。

以上、補足説明とさせていただきます。

◎金子会長

ありがとうございました。この件につきまして、これより質疑に入ります。

ご意見がある方、挙手をお願いいたします。

〔なしの声あり〕

◎金子会長

なしの発言をいただきました。よろしいですか。

これにて、質疑を終結いたします。

これより、議案第2号、農地法第3条第1項の規定による許可申請の可否についての資料番号2の採決を行います。

本申請に対し、許可することに賛成する農業委員の挙手を求めます。

◎金子会長

挙手全員です。よって、議案第2号、農地法第3条第1項の規定による許可申請の可否についての資料番号2は許可することに決定いたしました。

〔日程第6、議案第3号、農地法第4条第1項の規定による

許可申請に対する意見の決定について〕

◎金子会長

日程第6、議案第3号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定についての資料番号3を議題とします。事務局の朗読をお願いいたします。

◎書記

朗読します。議案第3号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について。

令和6年7月10日受付。

資料番号3、大字高野倉[REDACTED]、地目、田、面積、2,146 m²の内0.3402 m²。申請人 [REDACTED]。

転用目的：営農型太陽光発電。

面積合計、田、0.3402 m²。農地区分：農業振興地域内・農用地。

◎金子会長

この件につきまして、高野倉・下熊井地区担当の小鷹農業委員よりご説明をお願いいたします。

◎小鷹委員

高野倉・下熊井地区担当の小鷹です。

それでは、議案第3号、資料番号3の農地法第4条第1項の規定に基づく申請について、説明いたします。

本申請は、営農型の太陽光発電施設の期間を更新するための農地転用であり、令和3

年8月25日に許可を受け、本申請の期間が3年間であることから、2回目の申請でございます。

申請地は太陽光パネルを設置し、パネルの下で水稻の作付をする、営農型太陽光発電として稼働しており、太陽光パネルを設置する際の支柱部分と電柱の合計0.3402㎡の農地転用期間の更新でございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

◎金子会長

ありがとうございました。農地利用最適化推進委員の高野倉・上熊井・下熊井地区担当の小久保委員より農地の利用状況等についてご意見がございましたらご発言をお願いいたします。

◎小久保委員

高野倉・上熊井・下熊井地区担当の小久保です。

では、議案第3号、資料番号3の農地法第4条第1項の規定に基づく申請について、意見を述べさせていただきます。

申請内容については、小鷹農業委員から説明があったとおりでございます。

申請人はソーラーシェアリングとして、当該申請地の他にも[]地内において計5ヶ所で営農型太陽光発電事業を行っております。

本申請地においては、水稻の収量も問題なく、良好に耕作がされている状況でございます。

以上簡単でございますが最適化推進委員の意見とさせていただきます。

◎金子会長

ありがとうございました。事務局からの補足説明がありますか。

◎書記

では、補足説明をさせていただきます。

事業説明については小鷹農業委員から、また小久保推進委員からはご意見をいただいたところでございます。

申請地については、[]を[]に進んだ[]側に位置する農地でございます。

申請地の状況につきましては、添付させていただいた写真下段の2枚でございます。写真を見ると、現在は既にパネルの下で稲作がされております。

本案件は令和3年7月の農業委員会総会において審議をした案件の、期間の更新申請であり、今回は2回目の申請となります。

期間の更新となることから、工事はございません。

転用面積については、申請農地の中で、耕作を行うことのできない、架台の支柱と引込み柱の面積である、0.3402㎡となっております。

営農型太陽光は、年に1回「営農状況報告書」が提出されており、 計5箇所において、営農による収穫ができていることを確認しております。

なお、本申請地では、例年ブロックローテーションの対象地となっておりましたが、今後はブロックローテーションを実施しないことから、毎年水稻を作付けする計画となっております。

申請に必要な添付書類は揃っており、営農による収穫もできていることから、今回の更新については特段問題ないと考えております。

以上補足説明とさせていただきます。

◎金子会長

ありがとうございました。この件につきまして、これより質疑に入ります。

ご意見がある方、挙手をお願いいたします。

〔なしの声あり〕

◎金子会長

なしの発言をいただきました。よろしいですか。

これにて、質疑を終結いたします。

これより、議案第3号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定についての資料番号3の採決を行います。

本申請に対し、許可相当とすることに賛成する農業委員の挙手を求めます。

◎金子会長

挙手全員です。よって、議案第3号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定についての資料番号3は許可相当とすることに決定いたしました。

〔閉会の宣告〕 午後2時00分

◎金子会長

以上で今月の総会に付された案件は、すべて終了いたしました。よって、閉会したいと思います。ご異議ございませんか。

〔異議なしの声あり〕

◎金子会長

異議なしと認めます。

よって、今定例総会は閉会することに決定されました。

お疲れさまでした。

上記会議のてん末を以ってその相違ないことを証するためにここに

署名・捺印する。

令和6年8月26日

会長 佐々木 雄 

委員 金井 幸雄 

委員 戸口 英子 